

別表第3 ごみ・資源の容器数及び保管場所面積の算定表

(1) ごみ・資源の容器数の算定

用途	種別	計算個数(A) 人員又は床面積×排出基準 × ごみ種別の割合×収集間隔 ÷ 容器・束容量	最低必要個数 (B)	予備率の加算(40%) (C)	必要個数 (D)	
住宅	可燃ごみ	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.67 ) × ( 3 ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ①	(E) 個	(①+②) × 1.4 = (G) 個	(G) 個	
	不燃ごみ	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.05 ) × ( 13 ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ②	(F) 個			
	資源	古紙	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.14 ) × ( 6 ) 日 ÷ ( 5.7 ) kg = ③	(H) 束	③ × 1.4 = (I) 束	(I) 束
		びん	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.04 ) × ( 6 ) 日 ÷ ( 12 ) kg = ④	(J) 個	④ × 1.4 = (K) 個	(K) 個
		缶	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.02 ) × ( 6 ) 日 ÷ ( 3 ) kg = ⑤	(L) 個	⑤ × 1.4 = (M) 個	(M) 個
		ペットボトル	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.03 ) × ( 6 ) 日 ÷ ( 10.2 ) kg = ⑥	(N) 個	⑥ × 1.4 = (O) 個	(O) 個
	プラスチック	( ) 人 × ( 1 ) kg × ( 0.05 ) × ( 6 ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ⑦	(P) 個	⑦ × 1.4 = (Q) 個	(Q) 個	
事業系	事務所	可燃ごみ	( ) m <sup>2</sup> × (0.04) kg × ( 0.7 ) × ( ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ⑧	可燃ごみ ⑧ + ⑩ = (R) 個	(⑧+⑨+⑩+⑪) × 1.4 = (T) 個	(T) 個
		不燃ごみ	( ) m <sup>2</sup> × (0.04) kg × ( 0.3 ) × ( ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ⑨			
	店舗 飲食店	可燃ごみ	( ) m <sup>2</sup> × (0.2) kg × ( 0.7 ) × ( ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ⑩	不燃ごみ ⑨ + ⑪ = (S) 個		
		不燃ごみ	( ) m <sup>2</sup> × (0.2) kg × ( 0.3 ) × ( ) 日 ÷ ( 15 ) kg = ⑪			
			最低必要 個数合計	必要 個数 合計		
			ごみ容器	(E)+(F)+(R)+(S) 個	ごみ容器	(G)+(T) 個
			古紙の束	(H) 束	古紙の束	(I) 束
			びん容器	(J) 個	びん容器	(K) 個
			缶容器	(L) 個	缶容器	(M) 個
			ペットボ トル	(N) 個	ペットボ トル	(O) 個
			プラスチッ ク	(P) 個	プラスチッ ク	(Q) 個

《算定上の注意》

- 1 必要個数の算定は住宅系と事業系の用途別に行い、事業系の用途が複数ある場合は、個々に算出したうえで必要個数を合算する。
- 2 『床面積または人数』の欄は、住宅の場合は別表第2による人数で算定した総人数を記入し、事業系用途の場合は床面積を記入する。
- 3 『排出基準』の欄は、用途別に別表第1により記入する。
- 4 『収集間隔』の欄は、住宅の場合は原則として可燃ごみは3日、不燃ごみは13日、資源は6日とする。事業系用途の場合は収集実態により日数を記入する。
- 5 容器1個あたりの容量は、原則として、可燃ごみ・不燃ごみのポリ容器は60ℓ、区が指定するびん・缶の資源用コンテナは50ℓ、ペットボトルのネット容器は0.7m×0.7m×0.7mの340ℓ、プラスチックのポリ容器は60ℓとし、可燃ごみ・不燃ごみ：15kg、びん：12kg、缶：3kg、ペット：10.2kg、プラスチック：15kgを基準とする。古紙の束は、縦0.21m横0.295m高さ0.3mを一束とし、5.7kgを基準とする。
- 6 『計算個数』(A)は、小数点第2位を四捨五入する。『最低必要個数』(B)は、『計算個数』(A)の小数点以下を切り上げる。
- 7 『予備率』は、40%を確保する。
- 8 『必要個数』(D)は、『計算個数』(A)に予備率(40%)をかけて求めた(C)欄の数値の小数点以下を切り捨てた個数とする。

(2) 保管場所面積の算定

1 容器保管 必要面積	住宅系	ごみ容器	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 ( ) 個 ÷ 段数 ( 2 ) 段 = m <sup>2</sup> ①	(A) ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ m <sup>2</sup>
		古紙の束	束の縦 ( 0.21 ) m × 束の横 ( 0.295 ) m × 束数 ( ) ÷ 重ね束 ( 3 ) 束 ÷ 段数 ( 2 ) 段 = m <sup>2</sup> ②	
		びん容器	容器的直径又は縦 (0.36) m × 容器的直径又は横 (0.52) m × 容器数 ( ) 個 ÷ 重ね箱 (2) 箱 ÷ 段数 (2) 段 = m <sup>2</sup> ③	
		缶容器	容器的直径又は縦 (0.36) m × 容器的直径又は横 (0.52) m × 容器数 ( ) 個 ÷ 重ね箱 (2) 箱 ÷ 段数 (2) 段 = m <sup>2</sup> ④	
		ペットボトル 容器	容器的直径又は縦 (0.7) m × 容器的直径又は横 (0.7) m × 容器数 ( ) 個 ÷ 段数 ( 2 ) 段 = m <sup>2</sup> ⑤	
		プラスチック(ご み容器)	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 ( ) 個 ÷ 段数 ( 2 ) 段 = m <sup>2</sup> ⑥	
	事業系	ごみ容器	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 ( ) 個 ÷ 段数 ( 2 ) 段 = m <sup>2</sup> ⑦	
2 洗淨排水設備面積	(B)	m <sup>2</sup>		
3 作業上必要面積	(C)	m <sup>2</sup>		
合計 (A+B+C)		m <sup>2</sup> (小数点第2位を四捨五入)		
粗大ごみ集積所		m <sup>2</sup>		

#### 《算定上の注意》

- 1 ごみ容器は、丸型容器の場合は直径 0.6m、角型容器の場合は 0.35m×0.55m を基準とする。
- 2 古紙の束は、一束の大きさを縦 0.21m、横 0.295m、高さ 0.3m 以下を基準とする。
- 3 びん・缶の容器は、区の分別回収で使用するコンテナの大きさ（縦 0.36m、横 0.52m）を基準とする。
- 4 ペットボトルの専用容器は、網製で 0.7m×0.7m×0.7m の大きさの集合住宅用を基準とする。
- 5 プラスチックの容器は、可燃ごみ・不燃ごみに用いるごみ容器を使用する場合で算定する。
- 6 『容器数』は、『段数』が 2 段のときは偶数となるように、前頁の「(1) ごみ・資源の容器数の算定」の表中 (D) の必要個数に 1 又は 0 を加える。
- 7 『段数』は、ごみ容器（ポリ容器）及びペットボトルの網製容器の場合は 2 段、古紙、びん、缶は原則として 2 段を上限とする。
- 8 『合計』は A から C までを合計し、小数点第 2 位を四捨五入する。
- 9 『粗大ごみ集積所』の面積は 3 m<sup>2</sup>以上とする。
- 10 事業系の再利用対象物保管場所は、事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（平成 12 年 3 月 28 日付目地第 272 号）により、別に確保する。